

令和5年海津市議会第1回定例会

◎議事日程(第4号)

令和5年3月17日(金曜日)午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

◎出席議員(15名)

1番	古川理沙君	2番	片野治樹君
3番	北村富男君	4番	小粥努君
5番	里雄淳意君	6番	橋本武夫君
7番	二ノ宮一貴君	8番	伊藤久恵君
9番	浅井まゆみ君	10番	松岡唯史君
11番	藤田敏彦君	12番	川瀬厚美君
13番	服部寿君	14番	水谷武博君
15番	伊藤誠君		

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	横川真澄君	副市長	大江雅彦君
教育長	服部公彦君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	寺村典久君
総務部参事 未来創生マネージャー	柴澤亮君	総務部参事 情報化統括責任者(CIO) 補佐官	子安弘樹君

総務部次長兼 秘書広報課長	渡辺昌代君	市民環境部長	近藤三喜夫君
健康福祉部長	近藤康成君	産業経済部長併 農業委員会 事務局局長	安立文浩君
産業経済部次長 (企業誘致担当)	菱田登君	建設水道部長	中村勝豊君
教育委員会事務局長兼 学校教育課長事務取扱兼 教育研究所長事務取扱	大橋隆幸君	会計管理者兼 会計課長事務取扱	石原敏彦君
消 防 長	木村謙二君	総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	伊藤 聡君
総 務 部 企画財政課長	山崎賢二君	市民環境部 市民活動推進課長	田中幸広君
健康福祉部 健康課長	寺村恵美子君	産業経済部 商工観光課 企業誘致推進室長	高木 洋君

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	佐野正美	議会事務局 議会総務課長兼 議会総務係長兼 議会調査係長	中島浩子
議会事務局 議会総務課主事	石原進吾		

◎開議宣告

○議長（伊藤 誠君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤 誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において13番 服部寿君、14番 水谷武博君を指名します。

◎一般質問

○議長（伊藤 誠君） 日程第2、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、会議規則第56条ただし書及び第57条の規定により、議員1人当たりの質問・答弁の時間を40分以内とし、これを許可します。

それでは、通告書を受理した順に発言を許可いたします。

なお、質問者は質問席にて行い、答弁者は初めは壇上にて行い、再質問があった場合は自席にてお願いをいたします。再質問には、議員各位の議席番号を省略させていただきますので御了解願います。

◇ 里 雄 淳 意 君

○議長（伊藤 誠君） 初めに、5番 里雄淳意君の質問を許可します。

里雄淳意君。

〔5番 里雄淳意君 質問席へ〕

○5番（里雄淳意君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議長の許可をいただきましたので、通告書のとおり質問をさせていただきます。

要旨、海津町地域の小学校の統合による廃校について、質問相手は市長、教育長であります。

「海津市立海津小学校」の開校まで約1年となりました。明年（令和6年）の4月1日には、海津町地域の5つの小学校が統合し、新たな小学校がスタートすると同時に、5つの小学校が廃校となります。私の母校である吉里小学校も廃校となるため寂しい思いもありますが、歯止めが利かない少子化の現状を考えると、やむを得ない選択であったと私は思います。

とはいえ、地元の小学校から子どもたちの姿が消え、校舎や校庭までが朽ち果てていくよ

うなことになるれば、その姿は地域の衰退そのものを映し出すことになると思います。廃校問題はその地域のピンチでもあります。その廃校を活用することによって、ピンチをチャンスに変えた自治体も数多くあります。本市においても積極的に廃校の活用に取り組むべきであると私は考えます。

以上を踏まえ、下記のとおり質問をさせていただきます。

1. 海津町地域の小学校の廃校に当たり、市民の方々からいただいた意見についてお尋ねします。

(1) 廃校となる各小学校の象徴である校歌（校歌額）を、場所にこだわらないが、スペースを設けて展示等をして残していただけないでしょうか。

(2) 海津町地域のスポーツ少年団野球部は、現在、高須小学校と西江小学校が合併し結成された「海津中央クラブ」、吉里小学校と東江小学校が合併し結成された「海津東クラブ」、そして大江小学校と3チームが現存しています。本市としては、統合後、野球に関わらずスポーツ少年団の在り方についてはどのようにお考えですか。

2. 令和3年第1回定例会の一般質問で、海津町地域の廃校の活用についてお尋ねをさせていただいた際に、「統合の暁には教育財産から普通財産に変えていただいて、教育の面だけじゃなしに商業の面やら農業の面、いろんな面から募ったり、検討していただくよう努めていただきたいと思います。そういった点で市の大事な施設を有効に利用できればと願っております。市長部局といつも協調しながら、連携を取りながらやっていきたいと思っております」との答弁を当時の教育長からいただきました。

(1) 今後どのような目的でどのような手続を行っていく予定ですか。

(2) 廃校を活用する際、各施設へ投資した補助金の返還の義務はありますか。

3. 文部科学省「みんなの廃校プロジェクト」に、全国で活用用途が決まっていない廃校施設の理由として、「建物の老朽化」と「地域等からの要望がない」が大きな理由として挙げられています。

(1) 高須小学校を除く4校の校舎の老朽化に対する認識をお聞かせください。また、耐震やトイレ、Wi-Fi環境等の設備の現状をお聞かせください。

(2) 廃校活用についての要望は地域から聞いていますか。

4. 廃校活用を検討するための機関の設置等、現段階で構想はありますか。

以上、お願いいたします。

○議長（伊藤 誠君） 里雄淳意君の質問に対する市長、教育長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） おはようございます。

里雄淳意議員の海津町地域の小学校の統合についての御質問にお答えをいたします。

1つ目の小学校統合後の校歌額とスポーツ少年団についての御質問につきましては、後ほど教育長から答弁いたします。

2つ目から4つ目の廃校施設の活用につきましては、北村富男議員の御質問で答弁いたしましたとおり、市内の土地利用を組織横断的に一体となって推進するため、今年度新たに「企業誘致等土地利用推進本部」を設置したところであります。

廃校施設の利活用につきましても、組織横断的な取組が必要なことから、同本部の枠組みを用いて「廃校舎利活用推進プロジェクト」を立ち上げ、その検討を行っているところであります。

閉校となる4つの小学校の校舎と体育館につきましては、全て耐震化が施されております。Wi-Fi環境も整備されており、また洋式トイレへの改修も行われていることから、様々な用途への利活用が可能であると考えております。

廃校施設の利活用にあたっては、小学校が地域コミュニティの中心であり防災拠点でもあることから、体育館については指定避難所としての位置づけを維持した上で、地域の方々の活動の場としての利活用を最優先とする方針であります。

また、校舎等のその他の施設につきましては、教育施設としての公共施設として、地域コミュニティの拠点として、民間企業や団体の事業所としてなど、様々な利活用が考えられるところであります。

閉校となる小学校の校舎は建築時期や立地条件が異なることから、地域の皆様の御意見を伺いながら、小学校ごとの最も有効な利活用方針を令和5年度の早期に決定してまいりたいと考えております。

なお、国庫補助金等を受けて整備いたしました学校教育施設につきましては、売却などの処分方法や変更後の用途によって補助金返還等の対象となる場合がございます。こういった諸条件を精査いたしまして適切に対応してまいります。

以上、里雄淳意議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 教育長 服部公彦君。

〔教育長 服部公彦君 登壇〕

○教育長（服部公彦君） おはようございます。

里雄淳意議員の海津町地域の小学校の統合についての御質問にお答えします。

1つ目の廃校となる小学校の校歌額につきましては、校歌は学校の象徴であるとともに、卒業生、在校生にとって母校の思い出としていつまでも心に残る大切なものであります。

吉里小学校、東江小学校、大江小学校、西江小学校の4校については、現在掲げている体育館から取り外すことなくそのままの状態でも保存します。高須小学校については、新たに南

舎に整備する資料室に移設し保存をします。

2つ目の海津町地域のスポーツ少年団の在り方につきましては、現在、海津町地域には、野球、バレーボール、サッカー、剣道、空手、柔道のスポーツ少年団があり、野球、それからバレーボールにつきましては、それぞれ3つの団がございます。

近年は全国的に少子化や子どもの運動離れなどにより団員数が減少しており、本市においても同様の傾向があるため、小学生の頃からスポーツ活動に取り組める環境を充実させるとともに、多くの子どもたちにスポーツをする機会を提供することは、次代を担う子どもたちの健全な成長にとって大変重要であると認識しております。

スポーツ少年団は、スポーツ活動を主体とし、野外活動やレクリエーション活動など幅広い活動を自主的、自律的に行っている団体であります。

海津町地域の小学校統合後のスポーツ少年団の活動につきまして、これまでも団員数の減少等で活動が継続できなくなった団が近隣の団と協議し統合した事例もありますので、まずは現在の団でどのような形で活動することがよいのか協議、検討をいただきたいと考えております。

本市といたしましては、スポーツ少年団の活動を子どもたちがスポーツに親しむ大切な機会と捉えて、今後もそれぞれの団の考え方を尊重し、活動を継続して支援してまいります。

以上、里雄淳意議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔5番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） ありがとうございます。

それでは、まず教育長から御答弁について質問をさせていただきます。

教育長には、廃校に当たって市民の方から御相談を受けた件をお聞かせいただきました。

まず校歌額につきましては、これは高須小学校の卒業生の方からの御意見で、校歌の歌詞を彫刻で彫られたらしく非常に思い出のあるものであると。ということで、文化センターや図書館などの施設で常設展示をお願いしたいという内容でございました。

私も高須小学校へ現物を確認に行きましたら、ちょうど今から40年ほど前、ちょうど私の世代の方が卒業する頃であります。高須小学校では彫刻に力を取り組まれていたようで、その年度年度の卒業生が彫刻を彫り、学校に記念として残されていたようです。運動会の様子を彫ったものや児童会の目標を彫ったものなど、その一つとして歌詞を手彫りした校歌額が残されておりました。

どれも非常に大きくて非常に重量があるもので、手間暇かけて作られたということは一目瞭然であります。そういうことがありまして非常に思い出があるということは理解できた

わけであります。しかし、これらの校歌を含めた彫刻の記念品を常設展示するためには、非常に大きなスペースが必要だなということも現物を見て感じました。

それと、高須小学校を除く吉里小学校、東江小学校、大江小学校、西江小学校では、今現状のまま保存されるということでもありますので、高須小学校の校歌額のみ展示となれば、非常に難しいということを感じます。現段階では保管という選択は致し方ないのかなというふうに私も思っております。

ですが、確かに思い出のあるものですので、卒業生の方がその額を見たいとか、彫刻を見たいといった、そういうお問合せにはどのように対応がいただけますでしょうか。お願いいたします。

○議長（伊藤 誠君） 教育委員会事務局長 大橋隆幸君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長事務取扱兼教育研究所長事務取扱（大橋隆幸君） 校歌額につきましては、新たに整備する資料室で見ることができるような形に移設したいと考えております。

移設後の校歌額を見ていただくことに関しましては、学校のほうにお声がけしていただいで見ていただくことになるかと思えます。よろしく申し上げます。

〔5番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） ありがとうございます。

校歌というのは、その学校の象徴だと先ほど教育長がおっしゃいました。多くの方々は小学校の校歌はいつまでたっても空で歌えるのではないかと思います。

これは吉里小学校の校歌の歌詞の一部なのですが、「薩摩隼人のねがいをうけて、ゆたかにみのる大地に立てり」と、私もこれ、校歌にもお育ていただいたんだなと、そんなことも感じております。非常に大事なものであると思えます。

学校自体は廃校となりますが、その学校の卒業・在校した人の中に校歌が残り続ける限り母校は存在すると思えますが、私たちはどうしても形を求めるといことがあります。例えば適当ではないかもしれませんが、ちょうどそれは遺影のようなものであり、お亡くなりになった方は心の中ではいなくなりませんが、写真という形で私たちはその人に会うことができ、安心することがあります。

校歌を大切にするという思いを尊重し、高須小学校以外で校歌額を下ろすような、そんな時期を迎えたときには、改めて御検討いただけたらと思っております。

昨日たまたま吉里小学校のホームページを見ましたら、ホームページで校歌を聞くことができました。大江小学校も同様に校歌を聞くことができるわけでありますけれども、非常に懐かしい思いがしたんですが、歌詞と一緒に歌も聞こえるということでもありますので、デジ

タルで保存するという方法も一つの手段でないかなということも思いますので、また御検討のほどよろしく願いいたします。

それから、次にスポーツ少年団につきましては、今ほどスポーツ少年団というのは自主的、自律的に行っている団体であると。団の意向を優先し、市はその活動を継続して支援していくと、こういう御答弁だったかと思います。

私がかどもの頃のスポーツ少年団と言えは、ほぼ全員が所属してありまして、男子は野球、女子はバレーボールと決まっております。それは、私は学校の行事の一環として捉えていたように思ひます。親子会も子ども会もラジオ体操も、学校の行事とは切り離しては考えていなかったように思ひます。

私はそういう感覚ですので、統合の際にはぜひチームも統合すべきでないかと、そういう思ひを持っておったんですが、先ほどそれはスポーツ少年団本来の在り方ではないと、こういう御答弁だったかと思ひます。それと、今スポーツの選択肢も増えていますので、学校で1つという考え方では対応できないということもあるんだなと感じております。

ただ、親子会とか子ども会、ラジオ体操も地域が自主的に、自律的に行うものであると、こういう認識が浸透してからことごとく消滅していったことを私は危惧しております。自主的、自律的なものに対して市が主導していく、リードしていくというのはおかしいのかもしれませんが、スポーツ教育という一面がスポーツ少年団にはあると思ひます。スポーツ活動を通じて困難に立ち向かうポジティブな考え方、人間の精神面の大切さを教えることも大事であり、市が主導する部分があってもいいのではないかと思ひることから、あえてこの質問をさせていただきます。

ところが実際、スポーツ少年団の野球部の監督にこのお話を伺うと、チーム数が減少すると野球自体が弱体すると。チーム数が多いほうがいいと、こういうこともお聞きし、そういう考え方もあるんだなと改めて感じたこととさせていただきます。

いずれにしろ統合後もスポーツ少年団が活発に継続できるように、市のほうの支援をお願い申し上げまして、教育長さんに対する質問を終わらせていただきます。

次に、市長に御答弁いただいた分について質問をさせていただきます。

まず今回、質問させていただいたのは、廃校の活用についてどのように考えられているのか、その1点をお聞かせいただきたいという思ひであります。廃校の活用を考えているのかわからないのか、考えておられるなら、ぜひ積極的に考えていただきたい、こういうこととありますが、今ほど積極的に考えていきたいとの旨を答弁いただきました。ですから、このたびの質問では、廃校活用についての方針、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

木で言えは、幹でも枝葉でもなく根っこの部分を確認させていただきたいと思っておりますので、枝葉のことについては、今後身動きが取りづらくなることも考えられますので、現

段階での答弁がふさわしくない質問ならば、そのようにお答えいただけたらと思っております。

まず1点目、廃校の活用にあたって、今年度設置された企業誘致等土地利活用推進本部についてお伺いします。

その本部の枠組みを用いて廃校舎利活用推進プロジェクトを立ち上げ、検討を行っているということですが、この会合はこれまでに何回開催されていますか。

○議長（伊藤 誠君） 企業誘致推進室長 高木洋君。

○産業経済部商工観光課企業誘致推進室長（高木 洋君） 回数についてお答えいたします。

推進本部会議を2回、また下部組織に当たる担当課長で構成いたします検討チーム会議を1回開催しております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） 早速動いていただいておりますので安心をしております。

昨日、北村議員の答弁でこの本部に教育委員会も参画されるという答弁がありましたが、設置規程を見ますとメンバーに教育委員会が入っていませんけれども、教育委員会の方が参画されるという、このようになった経緯、理由を教えてください。

○議長（伊藤 誠君） 企業誘致推進室長 高木洋君。

○産業経済部商工観光課企業誘致推進室長（高木 洋君） お答えいたします。

市長の答弁にありましたように、廃校施設の利活用にあたり、校舎等その他の施設については、教育施設などの公共施設としての利活用も考えられることから、教育委員会事務局を加えたところであります。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） 組織横断的とか、部局横断的に取り組むと、このことの重要性はこれまでもいろんな機会で確かめられてきたことでありますが、その難しさというのは、私もいつときではありますが、組織で働いておったことがありますので、私なりに理解しているつもりであります。

今回、教育委員会の事務局も参画されるということで、横断的に取り組まれるという意思が形となって現れたのかなと思っております。また、本気度が伝わってまいります。

あとは私の要望でございますが、どこかで例えば経営感覚をお持ちの民間の方とか、必要に応じて専門的知識を有する方の参画をお願いできたらなと、そんなことも思っておりますし、そしてもう一つ、ぜひ若い職員の方の参画を検討いただけないかと思っております。

今、三重県の志摩スペイン村、ここが通常の倍以上の7,000人の来場者があるそうです。

近年はもうずうっと来場者が少ない現状が続いておりまして、2019年には、「混雑していないからこそ他施設より2000%遊び放題」「並ばないから乗り放題」「インスタ映えするスポットがたくさん！人が少ないから人の映り込みナシ！」という自虐的な広告が話題となっていました。来場者の少なさを逆手に取ったこの広告は、恐らく若い人の発想であると思いません。

それほど人がいなかった志摩スペイン村に、なぜこれほど人が集まっておるかといいますと、人気Vチューバー（バーチャルユーチューバー）の周央サンゴさん、こういう方と志摩スペイン村がコラボしたことによって来場者が倍増したと、こういうことであります。

私はこの説明を先日ある方に説明しようとしたんですけども、どうしても説明することができませんでした。まずVチューバーとか、周央サンゴとか、もう訳が分からないわけがあります。しかし、そこには若者が大勢集う。こういうように若い方の視点というのは、これからのまちづくりには欠かせない視点であろうと思っております。

例えばやる気のある若い職員さんを庁内で公募していただく。こんなことも考えていただけたらありがたいなと思えますし、ただ、今働き方改革が叫ばれております。今の仕事にさらに仕事が増えるようなことになるとなかなか難しいのかもしれませんが、私はよく友人から、お花畑におるようなことを話しておると、こういうこと指摘されるわけではありますが、やはり仕事というのは自分がやりがいがあること、やりたいことが実現する、これが僕はやりがいであろうと思えますし、そのことが市民の方に喜んでいただけた、これは最高の喜びであると思えます。ですから、この絶好の機会に若い職員の参画をどこかで検討いただけたらと、そのように思っております。これは要望でございます。

次に、通告書で申したとおり活用用途が決まっていない廃校施設の利用というのは、建物の老朽化と地域等からの要望がない、これが大きな要因として挙げられております。閉校となる4小学校の耐震化、Wi-Fi環境の整備、洋式トイレの改修については問題ないという御答弁でありましたが、少し詳しくお聞かせいただきたいと思えます。

4校の耐震工事というのは、いつ行われましたでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 教育委員会事務局長 大橋隆幸君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長事務取扱兼教育研究所長事務取扱（大橋隆幸君） 耐震補強工事につきましては、昭和56年以前に建築した建物を対象に耐震診断をまず実施し、その結果に基づき耐震補強工事を行っております。吉里小学校校舎は平成18年度、東江小学校校舎と大江小学校校舎は平成19年度に耐震補強工事を実施しております。

なお、吉里小学校、東江小学校、大江小学校の体育館と西江小学校校舎と体育館につきましては、新耐震基準の建築物となっております。以上です。

〔5 番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） 耐震は問題ないと、こういうことだと思います。

次に、W i - F i についてお尋ねします。

W i - F i の環境整備は普通教室だけでなく、音楽室や理科室等の特別教室も整備されておりますか。また、体育館も整備されておるのかお聞かせください。

○議長（伊藤 誠君） 教育委員会事務局長 大橋隆幸君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長事務取扱兼教育研究所長事務取扱（大橋隆幸君） W i - F i 環境の整備状況につきましては、令和2年度に普通教室だけではなく特別教室、それから体育館にもW i - F i 環境の整備をしておるところでございます。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） 学校中全てW i - F i が使える環境であると、このように受け止めました。

廃校を活用する事業者の一番のメリットとしては、設備投資のための初期費用が安く抑えられる点にあると言われております。ぜひ申し分のない施設であることを最大限にアピールしていただきたいと思います。

それと、先ほど体育館については、避難所と地域の活動の場としての利活用を最優先すると、こういうようなお答えでしたが、私は体育館も企業に売却や貸付け、こういう可能性も考えたらどうかと思っておりましたので、今の体育館の現状について確認をさせていただきます。

現在の4校の体育館の利用状況を教えてください。

○議長（伊藤 誠君） 総務課長 伊藤聡君。

○総務部総務課長併選挙管理委員会事務局書記次長（伊藤 聡君） 体育館の利用状況についてお答えいたします。

小学校の体育館については、社会教育、社会体育を振興するため、学校教育に支障のない範囲でスポーツ少年団や中学校地域クラブ、一般スポーツ団体等に利用していただいております。学校ごとに利用件数や利用人数は違いますが、少ない学校でも延べ100件ほどの団体、人数にいたしますと3,000人ほど利用されております。また、多い学校では延べ250件ほどの団体、延べ5,500人ほどの方が利用されております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） ありがとうございます。

子どもたちは昼間学校におりますので、土・日と夜が主になると思うんですけど、それで

これだけの団体や人が利用されておるといのは、ちょっと多いなという感想でございますけれども、ですから、簡単に売却とか貸付けということを決断することは難しいかもしれません。

あと防災拠点という一つ大きな意味が体育館にはあると思いますけれども、体育館があることによって地域にとっては大変安心感があります。ただ、防災拠点という1点で維持していくというのは、非常にもったいない気もしております。最近では企業と防災協定を締結される、こういうことがよくあります。

今朝の岐阜新聞に大垣市が企業と災害時の防災協定を締結されたというような記事が載っておりましてけれども、災害時には、避難場所とか資機材の提供とか、ヘリコプターの緊急離着陸場所の提供、防災訓練の協力等々、企業と協定を結んでうまく施設を活用すると、こういうことが今あるそうであります。ですから、体育館の最も有効な利活用を創出いただけたらと、そのように思っております。

次に、体育館以外の校舎等については、いろんな利活用の可能性を探るということですが、昨日の一般質問で伊藤久恵議員からも教育支援センターとして活用できないかとの御意見もありましたが、私は答弁いただいた中の民間企業や団体の事業所としての利活用に注力していきたいと思っております。

そこで、民間企業に売却する場合の売却価格の設定方法についてお尋ねします。

昨年の9月30日から10月11日にかけて、「旧南濃中学校跡地施設活用事業プロポーザル」が実施されました。その実施要綱に売却価格として2億9,082万円とするとありますが、この価格の根拠と、併せて周知についてはどのような方法で行われましたか。

○議長（伊藤 誠君） 総務課長 伊藤聡君。

○総務部総務課長併選挙管理委員会事務局書記次長（伊藤 聡君） 旧南濃中学校の売却価格と周知方法につきましてお答えいたします。

売却価格につきましては、不動産鑑定評価委託を行いまして、その委託で出されました不動産鑑定価格を基に最低価格を出しております。

周知につきましては、今回プロポーザル方式により有効に活用できる事業者をホームページにて公募を行いました。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） 世間のルールにのっとって鑑定した額だと、こういうことだと思えますけれども、実は私は会社を経営されておる方に南濃中学校のプロポーザルの話をしましたら、まずはこの話を知らないということでもございました。やはりホームページで掲載するだけでは効果は期待できないと思うわけでありますし、何よりも2億9,082万円という金額が

高過ぎると、こういうことも言われました。正規の評価額ではなく、安くしてでも企業に利活用していただければ、その金額以上の効果が私は必ず生まれると思いますので、売却価格や貸付価格、周知方法も併せて御検討をお願いいたします。

次に、売却時や貸付時に補助金の返還の対象となるケース、そして、その返還金はどこが負担するのかを教えてください。

○議長（伊藤 誠君） 総務課長 伊藤聡君。

○総務部総務課長併選挙管理委員会事務局書記次長（伊藤 聡君） 補助金返還と誰が負担するかについてお答えいたします。

廃校となる小学校は補助金等を活用して施設や設備を整備している場合があります。そのため国庫補助金等につきましては、処分制限期間経過前、一般的には建物であれば10年、物であれば耐用年数になるかと思いますが、それを目的外転用、譲渡、貸付け等の財産処分をした場合に返還が生じる場合があるものであります。

だから、廃校しただけで補助金返還が生じるものではなく、財産処分の手続を進める中で処分方法や経過年数により返還等が生じるということとなります。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） その返還金はどこが負担されるというのを教えていただけないでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 総務課長 伊藤聡君。

○総務部総務課長併選挙管理委員会事務局書記次長（伊藤 聡君） 申し訳ありません。

負担につきましては、市が補助金等を受けた場合には、市が返還することとなります。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） となると、売却した差金には負担がかからないと、こういう認識でいいのかと思います。

今回の利活用の方針を決定される上で、最後は地域の皆様の御意見を伺いながらと、こういう御答弁をいただいたんですけれども、私はまず方針が決まった段階で各地域での説明を実施していただくよう切にお願いしたいと思います。何もかも決まってからでなく、まず方針をお伝えするような、そういう説明会をぜひ実施いただきたいと御要望いたしておきます。

令和5年度早期に方針を決定いただくということですので、積極的に、しかもスピーディーに廃校活用に取り組んでいただける。非常にうれしく思っておりますし、大変期待をしております。

以前、旧南濃中学校を外国人向けの日本語学校として利用するという話がありました。最終段階で先方様との折り合いがつかず、契約が不成立となって今日に至っているわけですが、時間が経過すればするほど廃校の利活用は不利になります。これまで廃校となった南濃中学校の維持管理費はおよそ100万円とこれまでお聞きしております。これが4校の維持管理費となれば単純に考えて4倍でございます。あと費用だけではなく、廃校の姿は、そのまちの現状そのものであると思っております。ホームページなどを検索しますと、廃校の利活用、こういうことを今いろんなところでやられております。

飛騨高山の廃校、ウイスキー蒸留所にしたり、ミニ水族館にしたり、非常に興味をそそる成功例がたくさん出てきますけれども、私は全ての廃校活用がそのように成功しているとは思っておりません。様々な意見は大事ですが、どのようなまちづくりを行っていくのかで、そのビジョンを基軸として地に足のついた取組を展開いただけたらと思っております。私の立場でやれることは、精いっぱい取り組んでいきたいと私も思っております。

旧南濃中学校については、令和6年度解体という方向性が打ち出されていますが、タイムリミットぎりぎりまで、閉校となる4校と合わせて利活用の有効な方針を打ち立てていただけると期待しております。

時間も限られておるので、最後、市長、廃校についてどのような意気込みで取り組まれるか、お答えいただけませんかでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 市長 横川真澄君。

○市長（横川真澄君） 議員おっしゃるとおりでありまして、廃校と、このそれぞれの校舎というものは、地域で愛されてきたその小学校でございます。その地域の象徴であります。それが朽ちていくという姿を市民が望むわけもなく、もちろん私も望むわけでもありません。

この廃校ということが示す地域の衰退、それをいかにチャンスとして変えていくかということが、今海津市に求められているわけでございます。地域としての活用、そして民間での活用、そしてもちろん市の行政における活用ということもいろいろな考えがあると思います。それぞれの地域的条件によって何が最適なのかと、どこの学校をどの用途で使うということが最適なのかということをしかりと、そしてスピーディーに考えてお示しをすることで、今後の使用方法、その活用方法ということをしかりと考えてまいりたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） ありがとうございます。

令和5年度早期に方針も決定していただくと、そして推進本部も立ち上げていただいて、今市長さんの思いがそういう形で現れておると思いますので、ぜひ廃校、利活用、積極的に取り組んでいただけたらと、そのように願ひまして私の質問を終わらせていただきたいと思います。

います。ありがとうございました。

○議長（伊藤 誠君） これで里雄淳意君の質問を終わります。

◇ 片 野 治 樹 君

○議長（伊藤 誠君） 続きまして、2番 片野治樹君の質問を許可します。

片野治樹君。

〔2番 片野治樹君 質問席へ〕

○2番（片野治樹君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従いまして質問させていただきます。

要旨、文化資源の継承と観光推進について、質問相手は市長でございます。

文化庁の施策において、令和2年度より文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（文化観光推進法）が施行されました。

この法律は文化財の保護の取組だけではなく、文化財を活用した観光振興に努め、経済活性化を促進する施策であります。

本市には文化財として、国史跡「油島千本松締切堤」、国重要文化財「早川家住宅」、国登録有形文化財「羽根谷砂防堰堤」「伊藤家住宅主屋」「伊藤家住宅収蔵庫」に、国天然記念物「津屋川水系清水池ハリヨ生息地」、岐阜県重要無形民俗文化財「今尾左義長」など数多くございます。

中でも、毎年2月の第2日曜日に開催される今尾の左義長は、火をあげ、火伏せを祈願する神事として400年余りの歴史ある日本三大左義長の一つであります。大きな竹みこしに火を放ち、燃え盛るみこしの周りを奇抜な化粧をした若衆が駆け回るこの左義長は奇祭とも言われ、近年9,000人を超える観光客が訪れ、本市において重要な文化資源であり、観光振興の行事と考えます。

しかし、コロナ感染症予防対策のため過去2年は中止、今年の開催に当たっては、保存会による各自治会でのアンケート調査が行われた結果、祭礼としての開催は中止、神事、お札の炊き上げのみ執り行われました。

アンケートの回答には、コロナ感染を心配して開催をちゅうちょする意見をはじめ、みこしの作り手、みこしのつり手である若衆が足りず、祭礼に参加できないとの意見がありました。

少子高齢化による過疎地域の問題は、こういった岐阜県重要無形民俗文化財の保存にも生じております。市内で執り行われる祭りや伝統文化においても、左義長のように後継者不足により伝統文化の継承が困難になっているものがあるのではないのでしょうか。

令和3年に区・自治会長アンケート調査が行われました。「区・自治会を運営する中で抱

えている課題や不安について」の問いに、37%の自治会が「お祭りや伝統行事などの存続問題に不安がある」と答えています。具体的な回答として、大江地区の自治会長さんが、「治水神社春の大祭が大江地区では大きな行事ですが、少子化によりみこしの担ぎ手の人数減少と神男の選出が大きな問題となっており、市としても改善してほしい」と文化財の保存、継承の問題の声を上げられています。

先人が築き上げた文化財を、コロナ禍による行事縮小や少子高齢化による担い手不足で簡単に閉ざしてしまうわけにはいきません。長く築き上げた財産を後世につなぐのも、今を生きる私たちの役目です。

今、本市で生きる人、あるもの全てがすばらしい財産です。問題や不安を抱える具体的な事案に具体的な手段によって、その財産を守り、維持していくことも大切ではないでしょうか。

第2次総合計画後期基本計画にも記載があるとおり、海津市内には文化財の保全と継承以外にも地域特有ののどかな田園風景、美しい水辺空間、恵まれた森林資源などの自然環境も大切な文化資源であり、先人からの貴重な財産として受け継がなくてはなりません。

今後、持続可能な文化の継承や資源の保護などの取組が必要と考えます。SDGsにも11.住み続けられるまちづくり、世界の文化遺産や自然遺産を保護し、保つていくための努力を強化するとあります。

何とかしたいと願う市民の方々のお気持ちをむげにすることなく、今あるすばらしい海津の文化資源を守り、継承し、それらを生かして市の経済の活性化を目指すことも必要と考えます。

そこでお伺いします。

1. 少子高齢化の本市において、岐阜県重要無形民俗文化財の「今尾左義長」、また大江地区の伝統行事であり、姉妹都市の鹿児島からも参加のある治水神社の春の大祭、その他文化財、文化資源を維持、継承していくためにどのようなお考えをお持ちですか、具体的にお聞かせください。

2. 本市を盛り上げるべく活躍している各団体の青年部も、会員の減少により活動が困難になっているとの声を聞きます。一個人、一団体、一自治会で賄うことが難しくなっている現状を踏まえ、各団体がつながり協力できる仕組みや、団体に属さない誰もが本市を盛り上げる思いを発揮できる組織の構築が必要と考えますが、御見解をお聞かせください。よろしくお願ひします。

○議長（伊藤 誠君） 片野治樹君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 片野治樹議員の文化資源の継承と観光の推進についての御質問にお答えをいたします。

1つ目の文化資源の維持、継承につきまして、本市には岐阜県が指定する重要無形民俗文化財である「今尾左義長」と、本市が指定する無形民俗文化財である「高田の甘酒まつり」がございます。これらの文化財につきましては、それぞれを主催する保存団体に対して、その伝承と公開に要する経費に補助金を交付しております。

また、地域の伝統文化を継承していくためには、次世代を担う子どもたちが地域社会の一員として郷土の文化について学ぶ機会を設けることが重要であり、本市ではふるさと教育として、それぞれの歴史や由来を伝える取組を行っているところでございます。

具体的に今尾小学校では、「今尾左義長」の歴史や竹みこしの作り方などについて学ぶ授業を、今尾左義長保存会の役員を講師として招き、3年生の児童を対象に毎年2月に実施しております。

また、治水神社で行われる春季大祭では、地元の大江小学校の児童が竹みこしを担いで参加するなど、地域が主体となって子どもたちへの伝統文化の伝承に取り組んでいるところであります。

伝統行事の継承に当たっては、それらを受け継いできた地域の取組が何よりも重要でございます。他の自治体の取組などを参考に、今後の支援の在り方について調査・研究をしております。

2つ目の御質問につきまして、議員仰せのとおり地域の文化資源の伝承のみならず、団体の維持や行事、イベント等の継続に当たって、担い手不足は深刻な課題の一つであると認識をしております。

先ほど答弁いたしましたとおり、地域における文化資源の維持、伝承につきましては、その由来や歴史的背景を含めて後世へと伝える上で、それぞれを受け継いできた地域が主体となって取り組むことが重要であります。

自治会を含めた各団体の維持、継続につきましても同様に、まずはそれぞれの自主的な取組が重要であり、行政はまずその後方支援を担うものと考えております。

なお、令和5年度のかいつ夢づくり協働事業におきましては、地域の活性化につながる協働事業を市民が企画し、市に実施を提案する市民提案型事業といたしまして、「歴史のまち海津の伝統文化の継承事業」を採択したところであります。

今後、伝統文化を地域の青少年へ伝え、保存、継承していく事業を、まさに市民団体が主体となって実施する好事例になるものと期待をしているところでございます。

また、議員御提案の団体がつながり、協力できる仕組みづくりは、本市の活性化とまちづくりの推進に必要であると認識をしております。

そこで、令和5年度において、様々な分野で活躍する団体間の橋渡し役を担う、仮称でございますが、「市民活動支援センター」の開設に向けまして準備作業を行うこととしております。また、協働のまちづくりを推進するための「（仮称）市民協働推進計画」の策定作業を進めてまいりたいと考えております。

この市民活動支援センターの開設準備に当たりましては、市民活動団体やNPO法人、あるいは企業などが行う様々な地域活動を把握するとともに、活動拠点となるセンター機能や活動支援の在り方について検討を行ってまいります。

市民協働推進計画の策定過程におきましては、地域や各団体の代表、公募による市民代表などで組織する「協働のまちづくり委員会」を開催し、公・共・私の役割分担や各活動主体がつながり協力できる仕組みとともに、地域の担い手不足等の課題解決に向けた議論を深めてまいります。

以上、片野治樹議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 片野治樹君。

○2番（片野治樹君） 御答弁ありがとうございました。

誇りある地域文化が大切に受け継がれていくことをこれからも望みます。よろしく願いいたします。

私は治水神社の春季大祭、今尾の左義長にも参加したことがございますが、どちらの祭りも海津市を代表する地域に根づいた伝統ある文化資源だと考えます。

以前、今尾の左義長に参加した際に、他県から訪れたアマチュアカメラマンの方がそばにいた私に、こんなすごい祭りを初めて見たと興奮して話されました。カメラには若衆が炎の中を飛び回る瞬間、竹がはじける瞬間が収められており、カメラマン仲間から一度は写真を撮りに行かなければならない祭りだと勧められて見えたそうです。

来てよかった、来年もまた来るわと喜んでおられ、この後はおちょぼさんへ寄って帰るわとおっしゃっていました。この言葉を聞いて、私は海津市をめぐる一日の線、一月の線、季節の線などの様々な線が交わることで、訪れる方の多様なニーズに対応できる海津市を提供できるのではないかと思います。

海津市第2次総合計画後期基本計画の中にも、文化振興、農林漁業の振興、観光の振興、それぞれに課題が記載されています。文化の振興では、集客力の改善や財政的な工夫を行いながら、幅広い多くの市民の参加と文化・芸術に関する関心の向上を図っていくことが求められていること。農林漁業の振興では、生活環境を生かしながら市民や来訪者の憩いの場の整備や特産品の開発など、観光部門と連携していくことが必要であること。観光の振興では、

豊かな自然や地域の歴史、文化、産業を生かしたグリーンツーリズム、体験型・参加型の観光など、新たな観光資源の掘り起こしや整備が必要であること。これらの課題を考える上で、地域の多様な関係者を巻き込みつつ、かじ取り役となる観光地域づくり法人（DMO）の構築が必要ではないかと考えます。

観光地域づくり法人（DMO）が一元的に担うことでこれらの課題の解決につながり、そして地域が連携し、様々な関係者が自由に参加できる場を開催することで、コンテンツ開発や受入体制の整備、より幅広いPR活動がしやすくなるのではないのでしょうか。

既に導入されている地域では、地元産の農産物を使った郷土料理を農家民宿や農家レストランで提供するとともに、農家独自で開発した農産加工品を地域へ訪れる旅行者への販売、文化施設や文化資源の高付加価値を図るなど、適正な収益を生む持続可能な文化観光モデルの創出、収益を文化資源等へ還元するため関係者の収益基盤を強化することを目的に様々な取組がなされています。

文化、農業、観光の循環及び融合から、人の往来、関係人口の創出、消費者活動の拡大、地域のブランド化により地域経済が活性するのではないのでしょうか。

本市においても、このような先進事例から取組をされるお考えはございませんか。よろしくをお願いします。

○議長（伊藤 誠君） 産業経済部長 安立文浩君。

○産業経済部長併農業委員会事務局長（安立文浩君） DMO、観光地域づくり法人に取り組む考えはあるかというような御質問にお答えさせていただきます。

DMOは観光地域づくりを実現するため、地域住民や文化財、あと商工業や宿泊施設等の多様な関係団体が参画しまして、持続可能な観光づくりに取り組む法人であると認識をいたしております。

御質問の中にございました今尾の左義長の後継者不足などにつきましては、市長の答弁にありましたように、地域が主体となって文化資源の維持、伝承に取り組むことが重要でありますので、DMOの手法を活用いたしまして、地域の多くの方々に参画していただくことは大変有意義であると考えております。

ただ、DMOにつきましては、観光庁に登録するには法人格の取得ですとか、あと安定的な運営費の確保など5つほどの要件がございまして、それを満たす必要がございまして、まずは地域の課題を話し合う場を設置されまして、地域活動を継続していく中で、機運が高まればDMOの登録に向けて進められることも一案かと考えております。

本市といたしましては、そのような地域の自主的な取組の後方支援を担ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 片野治樹君。

○2番（片野治樹君） ありがとうございます。

DMO構築に向けてのまずは後方支援、システムに向けてよろしくお願いたします。県内においては、今現在7法人がDMO登録されております。今後も登録に向けてよろしくお願いたします。

先ほど答弁の中に市民活動支援センターの開設を準備しているとの御答弁がございましたが、市民活動支援センターについて、もう少し詳細な御説明をお願いいたします。

○議長（伊藤 誠君） 市民活動推進課長 田中幸広君。

○市民環境部市民活動推進課長（田中幸広君） 市民活動支援センターの概要につきましてお答えいたします。

目的といたしましては、市民活動団体への市民の理解、関心を高め、団体の活性化、連携の促進を図ることを目的に市民活動支援センターを開設するものであります。

主な活動内容といたしましては、相談窓口を開設し、市民活動団体の立ち上げ、NPO法人の設立支援等、活動内容の相談を行ってまいります。

また、市民活動団体の情報を収集し、活動団体間の事業のマッチング、また活動情報のチラシ等を作成し紹介をしてまいります。さらに人材及び活動団体の育成事業といたしまして研修会等の開催を計画しております。

支援センターの開設場所、また相談員等の選定は今後行ってまいります。市民の皆さんが自発的にまちづくりに参加していただき、各種団体がお互いに協力し合い、生き生きと活動できるよう早急に準備を進め、支援センターの開設により各種団体を支援してまいります。以上です。

[2番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 片野治樹君。

○2番（片野治樹君） ありがとうございます。

御答弁ですと色々な団体の方がつながって、色々なまちおこしができるというような答弁かと思いますが、こういった市内で活動してみえる団体のつながりが構築できるのであれば、例えばですけど、6次産業に取り組みたいと考えている農協青年部の会員さんと、販売や加工が得意な商工会青年部がコラボして新たな特産品を売り出すことも可能かと思いません。

また、海津をもっともっと元気で活気あるまちにしたいと考えてみえる全ての市民の皆さんが参加できる場があれば、本市の隠れた魅力を発信できるイベントも考えられるのではないかと思います。

生産する側も消費する側も、運営する側も参加する側も、市民が何かしらで関わることができれば、本当の意味でオール海津だと言えると思います。各種団体をつなぐこの仕組みはDMOの形成の基礎となり、まちづくりの初めの一歩になるのではないかと考えます。

来年度早々にとと思いますが、商工会青年部と農協青年部の意見交換会が企画されております。本市の産業の中核を担う青年団体がつながることによって、本市のまちおこし、経済の発展にも寄与いただけるものと考えます。また、一世代の連携に終わるだけでは次の世代に続きません。世代を超え、ジャンルを超えて線から大きな輪となるよう広げていくことができるかが今後の本市発展の道しるべになるとと思います。

市民活動支援センターの開設が様々な団体の結び目となり、今あるすばらしい海津の文化資源を守り、伝承し、住み続けられるまち海津となることを御祈念いたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤 誠君） これで片野治樹君の一般質問を終わります。

ここで換気を行いますので、10時15分まで休憩をいたします。

（午前10時02分）

○議長（伊藤 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時14分）

◇ 二ノ宮 一 貴 君

○議長（伊藤 誠君） 7番 二ノ宮一貴君の質問を許可します。

二ノ宮一貴君。

〔7番 二ノ宮一貴君 質問席へ〕

○7番（二ノ宮一貴君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従って質問させていただきます。

私の質問は1件です。妊娠期から出産・子育て期の支援の充実について。

質問相手は市長です。よろしくお願いします。

妊娠期から出産・子育て期の支援の充実について。

令和4年第3回定例会でも質問させていただいたテーマですが、人口減少・出生数減少は喫緊の課題であり、子育て支援に関する事業は大変重要でありますので、令和5年度からの新規事業も含め、経済的支援はもちろん、ソフト面の事業についてもお聞きしたいと思います。

さて、令和5年4月には「こども家庭庁」が創設されます。内閣官房こども家庭庁設立準備室の「こども家庭庁の創設について」の資料の最初には、「常にこどもの最善の利益を第

一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて「（こどもまんなか社会）」、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し。そのための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設する」とあります。

以前からも言われてきていますが、子育ては家庭だけでなく、地域や自治体、そして社会全体でしていくものであります。今後、こども家庭庁が担う役割は大変重要なものであり、どのように連携していくのか、しっかり考えていく必要があると思います。

本市においては、子育て世代に選ばれるまちづくりを実現するため、子育て支援の充実を重点施策の一つに位置づけ取り組んでいます。

特に妊娠期から出産・子育て期の支援の充実においては、経済的負担の軽減として令和4年度実施したものでは、地方創生臨時交付金を活用し、新生児1人当たり10万円を支給、また妊娠時5万円、出生時5万円を給付する出産・子育て応援給付事業等は、お子さんが誕生された御家庭からもありがたいとの声をお聞きしています。

しかし、経済的負担の軽減はもちろんですが、それとともに、妊産婦に寄り添う支援も大変重要だと思っています。

本市では、市職員による家庭訪問や出産、育児についての悩み相談等、妊娠期からの関わりを大切にすることで妊産婦の心のケア等にも取り組んでいます。また、令和3年度から産後ケア事業を開始し、支援が必要な母子を対象に助産師等が心身のケアや育児のサポート等、きめ細やかな支援を実施しています。

こういった取組は、核家族が多くなり孤立・孤独を感じやすくなっている妊産婦にとって、妊娠・子育て期の不安軽減になり、また社会とのつながりの継続においても貢献し、本市の特徴、強みになっていると思います。

私は確かに経済的負担の軽減も大切ですが、このような人と人とのつながり、助け合いを大切にした「寄り添う支援」も今後より充実していくことで、本市が安心して子育てできるまちとして選ばれればうれしく思います。

そこで、市長にお尋ねします。

1つ目、本市の産後ケア事業において、事業内容と利用実績、現在の課題と今後の事業展開についてお聞かせください。

2つ目、妊産婦の不安解消や心身の負担軽減等、寄り添う事業の現状と令和5年度からの新規事業についてお聞かせください。

3つ目、令和5年度の新規事業である「かいづっこハピハピ給付事業」について、その目的・内容等の詳細をお聞かせください。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（伊藤 誠君） 二ノ宮一貴君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 二ノ宮一貴議員の妊娠期から出産・子育て期の支援についての御質問にお答えします。

1つ目の産後ケア事業につきまして、本市では、令和3年度より安心して子育てができる環境づくりを目的といたしまして、母親の心身のケアと育児のサポートを行う産後ケア事業に取り組んでおります。

事業の内容といたしましては、助産師が継続的に産婦の自宅を訪問して、子育ての不安や産後の心身の悩みへの相談に応じるとともに、乳房ケアや授乳指導、沐浴やスキンケアなどの育児指導を行っております。利用料金は1回2時間につき900円で、今年度は延べ17人の産婦が利用をしております。

これまでこの事業を利用できる対象者は、産後に家族から十分な支援を得られない方や、心身の不調、または育児不安を抱える方など支援が必要な方に限定されておりましたが、本年2月の「出産・子育て応援事業」の開始に合わせて対象者を広げ、希望する産婦全員を対象に実施をしております。

今後あらゆる機会を通じて周知を図るとともに、幅広い産後ケアの充実に取り組んでまいります。

2つ目の妊産婦に寄り添う事業といたしまして、まず妊娠期におきましては、子育て世代包括支援センターの助産師や保健師が妊娠届の提出時に面談を行い、妊娠・出産・育児に関する様々な不安や悩みへの相談支援を行っております。

あわせて、経済的負担を軽減するため、出産・子育て応援給付金として、妊娠時と出産時にそれぞれ5万円ずつ、計10万円を給付するとともに、妊婦健診14回分と産婦健診2回分の医療機関での受診料について補助を行っているところであります。

次に、産後につきましては、生後2か月頃に助産師や保健師が全ての産婦を訪問するとともに、随時育児相談などの相談支援に当たっております。また、各種の健診や子育て教室などを実施し、助産師、保健師、管理栄養士、保育士がそれぞれの立場から保健指導や育児指導を行っており、これらの機会は母親同士の情報交換や友達づくりの場ともなっております。

また、令和5年度より新たな事業といたしまして「産前・産後サポート事業」を実施してまいります。まずは孤立しやすく育児の負担の大きい多胎妊産婦を対象に、NPO法人に委託をいたしましてサポーターを派遣し、育児や外出時の支援などを実施してまいります。

このほか出産を控えた妊婦が緊急時の移手段に不安を抱えることなく、安全・安心に出産を迎えることができるよう、緊急時などに妊婦を救急車で出産予定の医療機関に送り届け

る「産救サポート119」を実施してまいります。

この事業は、事前に登録していただく妊婦の住所地や出産予定日、医療機関等の情報を消防本部と共有することで、緊急時の迅速な搬送につなげるものでございます。妊婦の精神的不安の軽減につながるものと期待をしているところでございます。妊婦が気兼ねなく、またためらうことなく救急車を利用することができるよう、この事業の必要性を幅広い市民に周知してまいります。

今後も人と人とのつながりや助け合いを大切にした「寄り添う事業」を充実し、安心して子育てのできるまちを目指してまいります。

3つ目のかいづっこハピハピ給付事業につきましては、子どもの誕生を祝い、健やかな成長を願うとともに、子育て支援の充実と経済的負担の軽減を図ることを目的に、新生児1人当たり10万円の出産祝い金を給付するものであります。

今後におきましても、本市の少子化に歯止めをかけ、子育て世代が働きやすく、安心して子どもを産み育てる喜びを感じられるよう、子育て支援施策の充実を図ってまいります。

以上、二ノ宮一貴議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔7番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） 答弁ありがとうございました。

まず順番に行きますが、最初のこども家庭庁についてですが、お答えくださいと言っていないので、何も答弁にはなかったんですけど、少し御紹介しますと、4月1日からこども家庭庁が発足しまして、それに先立って、こども基本法が制定されました。こちらも施行日は同じ4月1日です。

この基本法の目的ですけれども、こちらは子どもが生まれてから健やかに成長する段階において継続的な支援をしていくというところで、先ほど触れたとおり、こどもまんなか社会の実現のために法整備がされたということで認識しております。こちらはまだこれからの省庁になりますので、内容等々は今まであったものを網羅するようなことにはなると思いますが、また異次元の子育て政策というような言葉も出ていますので、今後の動向に注視していきたいなと思っております。

そもそも今回、妊娠期から出産・子育て期の支援の充実について取り上げようと思った1つの要因として、少し古い資料ですが2018年の資料といたしますか、2015年から16年にかけて国立成育医療研究センターなどのチームが調査結果を公表しています。こちらは妊産婦の死亡の原因を調査したものです。そこには1番の死亡の原因は、悲しいことに自殺となっております。この間に102人の方が自殺しております。そのうち92人が出産後、さらに35歳以上

の初産の方などが多かったという調査結果があります。

これは産後鬱が原因であったりとか、様々な原因があるわけですが、やはりこういった時期、孤立や、それから孤独を感じるが多かったり、ましてや子どもを産むということの練習などできるはずもありませんので、やはり不安という部分が大変多いと思います。

そういったことを考えますと、やはりこの妊娠期から出産・子育て期1年ぐらいが一番重点的な施策、支援が必要ではないかと思ひまして、本市の現状も含めて周知も兼ね、また新しい施策も令和5年度からありましたので、そのことについても触れたいと思ひ、取り上げさせていただきました。

では、再質問に移らせていただきます。

順番に行きますと、まず1つ目、本市の産後ケア事業について再質問したいと思ひますが、利用料金は1回2時間900円まで、今年度は延べ17人の利用があったと答弁のほうではありましたが、子ども1人当たりの利用回数、利用期間はどのように設定されていますか。また、その理由があれば教えてください。

○議長（伊藤 誠君） 健康課長 寺村恵美子君。

○健康福祉部健康課長（寺村恵美子君） お答えいたします。

利用期間につきましては、母子保健法で産後1年未満となっております。また、利用回数につきましては、子1人当たり6回までとはなっておりますが、希望により1回だけの方もいらっしゃいますし、また産後鬱等で必要な方については、追加してケアのほうをさせていただいております。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） 特に産後1年ということで、重点的にこういったケア事業の対象にしているということは、今触れさせていただきました様々な不安に対応するところで大変いいのかなと思っております。

回数も6回という基準はありますけれども、それを越えた部分でも支援ができるということですので、希望があれば対応していただきたいと思います、そんなふうに思います。

それから、本年2月までは支援が必要な方に限定して支援サービスを行ってきたという答弁がありましたが、事業利用に至らなかった親子に関しては、市職員等で対応したということでも考えてもいいのでしょうか、お願いします。

○議長（伊藤 誠君） 健康課長 寺村恵美子君。

○健康福祉部健康課長（寺村恵美子君） お答えいたします。

今、子育て世代包括支援センターの助産師、保健師が全ての産婦さんのほうにお電話で相談のほうをさせていただいております。必要であれば訪問のほうをさせていただいて、対応

しております。

[7 番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） 以前の産後ケア事業のときと同様に聞き取りをして、そこで終わらず、市の職員の方で対応していただいたり、産後ケア事業を活用していただいているということで、大変よろしいのではないのかなと思います。

引き続きお願いしたいと思いますが、現在本市が提供している産後ケア事業ですが、産後ケア事業、実は3つのサービスの仕方がありまして、現在本市が行っているのは訪問型、こちらの産後ケア事業の資料でいきますとアウトリーチ型と言われるものです。それからデイサービス型、これはデイサービスですので個別、集団等の支援が行える施設において来所をしていただいて、そこで日中支援サービスを受けるという形です。それから宿泊型、これは病院であったり、助産師であったり、またそういった施設であったりに宿泊することで子育ての産後のケアをしていただくという、こちらの3つが国からは示されておりますけれども、現在、述べましたように海津市はアウトリーチ型のみでございますが、今後の事業展開、もしお考えでしたらよろしくお願いたします。

○議長（伊藤 誠君） 健康福祉部長 近藤康成君。

○健康福祉部長（近藤康成君） 本市といたしましては、今後、デイサービス型、宿泊型をどのように考えておるかという御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

本市におきましては、近隣に産後ケア事業のデイサービス型と宿泊型を受け入れていただける医療機関、助産所は今現在ございません。サービスを行いたくてもできないのが海津市の現状でございます。

しかし、訪問型を2年近く実施させていただいている中で、宿泊型とかデイサービス型を利用されたほうが良いという方もお見えになりますので、今後は本市から少し遠くはなりますけれども、1時間ぐらにかかると医療機関にも産後ケア事業の協力を求めていきたいなということを考えております。以上でございます。

[7 番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） 確かに近くにそういった施設がないという現状があるようですけれども、今答弁でおっしゃっていただいたように、その範囲を広げまして、これからの事業展開を検討していくということですので、よろしくお願したいと思います。

今、出ましたデイサービス型や宿泊型のサービスを利用していただいたほうが良い、または必要としているということで利用するわけですが、例えばどんな状態の方がそういったデイサービス型、宿泊型サービスを必要としているケースなのか、もしお答えいただければ

ればお願いいたします。

○議長（伊藤 誠君） 健康課長 寺村恵美子君。

○健康福祉部健康課長（寺村恵美子君） お答えいたします。

やはり体調不良であって育児ができない方であったりとか、また夜間の授乳とか、また夜泣きでゆっくりと睡眠が取れない方など、やはり不安の強い方も専門職がそばにいていただけると休むこともできますし、不安も軽減できるのではないかと考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

アウトリーチ型は先ほどお答えいただいた1回2時間900円ということです。今教えていただいたように、デイサービス型や宿泊型は長時間のサービスを必要とされる方にとっては非常に必要なものかと思っておりますので、今後、検討していただけるということですので、早期といいますか、利用しやすい環境が整いましたら、ぜひ事業拡大していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

では、次に、妊産婦の不安を解消する寄り添う事業についてですが、先ほど答弁の中にも少し触れていただきましたが、出産・子育て応援事業、この2月から始まっております。こちらの事業は国の事業で、経済的支援とともに、妊娠期から出産・子育てまでの様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実のためとされていますが、この出産・子育て応援事業、2月から始まっていますが、今までと比べて充実された部分がありましたら教えていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（伊藤 誠君） 健康課長 寺村恵美子君。

○健康福祉部健康課長（寺村恵美子君） お答えいたします。

充実したところとしましては、こちらの支援が必要な方、また初産婦、第1子の方に2月までは子育て世代包括支援センターの助産師や保健師が訪問をしていたんですけれども、2月からは全ての産婦さんに訪問をさせていただいております。

また、妊娠の6か月頃にアンケートを全ての妊婦さんに郵送をさせていただきまして、それで今の健診の受診状況であったりとか、また今のお気持ちなんかで不安があることがないかというアンケートをさせていただいているんですが、それを市のほうに返信していただきまして、そして、その方が面談を希望される方については面談をさせていただいております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） まさに伴走型相談支援の充実というところに特化したといいますか、その部分を補うような応援事業だと思います。

本市においては第1子は今までも全員、それから第2子以降についてもやらないということではなくて、必要とされている産婦さんにはそういった相談支援をしてきたということで、海津市にとっては今までやってきたことの充実といいますか、範囲を広げるといふところだと思いますし、令和5年度には職員の方も増員しまして、そういった事業に対応していただけるということでお聞きしておりますので、今核家族化など進みまして、本当に相談できないとか、孤立する方が見えますので、伴走型といいますか、寄り添ってずっと見守っているよというようなところをしっかりと伝えていただければ、より妊産婦の方の不安解消にもつながるのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、次に、答弁の中でありましたが、まずは寄り添う新しい事業として、多胎妊産婦の方への支援ということでお聞きしております。こちらは多胎妊産婦を対象とした育児外出支援などをNPO団体に委託してサービスを提供していく予定との答弁がありました。育児外出支援とは、実際にはどのような支援を想定しておりますか、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤 誠君） 健康課長 寺村恵美子君。

○健康福祉部健康課長（寺村恵美子君） お答えいたします。

産前・産後サポート事業につきましては、NPO法人に委託をさせていただきまして、家庭訪問をしていただきます。妊産婦に話を聞いて傾聴していただいたり、また孤立感や不安を軽減することになるかと思えます。

また、沐浴であったりとか、また授乳方法なんかの育児のお手伝いをしていただいたり、また外出されるときに双子ちゃんとか三つ子ちゃんの場合は、1人でお母さんが外出するのが大変となりますので、そういった外出時の補助という形で付き添っていただく予定をしております。

〔7番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） 内容についてはよく分かりました。

私個人的に、私の家庭も年子と1つ飛びでもう一人と3人子どもがいるんですが、本当に年子ですら、1人に気を取られると1人がどこかへ行っちゃったみたいな、そういうことも経験していますので、多胎ということは同じ年代の子が2人いるわけです。本当に目をそらせない、それからずっとだっこしていないといけない、いけないということはないですけども、そういった状況もありますので、こういった妊産婦のお母さん、お父さんにとっては、こういった外出支援等も含めて非常にありがたいのかなと思っております。

まずはNPO団体に委託して多胎妊婦を対象にということですが、なかなか最初か

ら全ての妊産婦を対象にすることは難しいかなと思いますが、そんな現状は分かりますので、本市において、まず対象となる多胎妊婦は、大体何人程度見えるというふうに把握されておりますか。

○議長（伊藤 誠君） 健康課長 寺村恵美子君。

○健康福祉部健康課長（寺村恵美子君） お答えいたします。

現在のところ妊婦さんはお見えになりません。産後の双子ちゃんをお持ちの方が1人いらっしゃいます。

〔7番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） 今、年間120人程度の出生数ですので、もしかしたらほかの市町と比べても同等なのか、少ないかもしれませんけれども、やはりそういった少ないからというわけではなくて、サービスを必要としている御家庭といたしますか、そこに支援をしていただくということは非常に大事なかなと思っております。

先ほど触れましたが、まずは多胎妊婦さんが対象ということでしたが、今後この対象を多胎妊婦さんだけではなくて一般の妊産婦さん、例えば先ほどの有料ではなくて、こういった育児、それから外出支援などに事業を拡大していくことも検討される予定がありましたらお答えください。

○議長（伊藤 誠君） 健康課長 寺村恵美子君。

○健康福祉部健康課長（寺村恵美子君） お答えいたします。

里帰りをされない方であったりとか、家庭の事情や体調不良によりまして育児が困難なケースの方はいらっしゃると思います。今後サポートしていただけるNPO法人さんであったり、民間の事業所との協力によって、ハイリスクの方だけではなく、希望される方に支援ができるよう、寄り添えるよう体制を整えていこうと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） 今後検討されてもらえるということで、ぜひお願いしたいと思いますが、現在でも本市内にはそういった生活支援をされるNPO団体さんであったりとか、または社協さんであったりとか、地区社協さんであったりとか、そういったサービスを提供している団体等がありますけれども、やはり今どちらかというところ、高齢者支援を中心に行っている団体が多くて、しかもなかなか手いっぱいというところちょっと語弊がありますけれども、スタッフが足りない状況もお聞きしております。なかなかそういった団体さん、現在の状況ですと妊産婦さんであったり、子育ての部分でサービスの提供が難しいかもしれませんけれども、今後連携をしながら、どのようなサービスの在り方、体制づくりが必要なのか検討し

ていただいて、支援の充実につなげていただければと思いますので、ぜひよろしくお願いたします。

次に参りますが、次はもう一つ新しい事業として「産救サポート119」というものの御紹介をしていただきました。

こちら、予算的なこともお聞きした中で御紹介しますと、たまたまそのお話をしている中で、たしか新聞に載っていたなと思ってちょっと資料を確認しましたら、昨年和歌山県の有田市でこのような産救車、こちら産救車というんですが、産む救う車というんですけど、そういうふうに同じようなサービスというか、事業を行っている自治体がありました。

こちらは、内容としては先ほど答弁いただいたようなものと同じなんですが、こちらを見ますと、やっぱり救急車を病気じゃないので使いにくいということで、そういった場合に使いやすくするために周知を図るという目的で新しく事業展開されたそうですが、こういった同様の事業を行っている自治体ですね。全国でもいいんですけど、どの程度あるか把握されてみえますか。

○議長（伊藤 誠君） 健康課長 寺村恵美子君。

○健康福祉部健康課長（寺村恵美子君） お答えいたします。

全国では神奈川県湯河原町、また福井県の大野市、また北海道のほうで羽幌町、えりも町とありますが、まだ少ない現状です。県内ではこちらの事前登録をして運用しているところはあります。

〔7番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） まだ全国的にも珍しい事例ということです。先進事例、これは逆に言うと市内に例えば産科がないからということの裏づけかもしれませんけれども、それはさておき、こういうふうに出産時の不安ということは大変命にも関わることで、そういったことを支援するシステムがこれからつくられるということは、安心して安全な出産のために非常に大事なことかと思えます。

今後、出産をする医療機関であったり、市の救急本部であったりとの協議を進めていくものと考えますが、大体で結構です。今のスケジュールですと、このシステム運用開始時期などはどのようにお考えですか。

○議長（伊藤 誠君） 健康課長 寺村恵美子君。

○健康福祉部健康課長（寺村恵美子君） お答えいたします。

この事業を始めるに当たり、消防本部のほうと協議をしまして、今の現状であったりとか、また医療機関の連携なんかを協議してまいりました。今後のスケジュールとしましては、まずは地域の産科クリニックのあるかかりつけの先生方に、まずはこちらの事業について御理

解をいただいて、承諾を得ましたら事業のほうを開始したいと思っております。一応予定としましては、5月ぐらいから進められたらなと思って今準備を進めているところです。

[7番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） 市民への周知の前に関係機関との協議、調整はすごく大事だと思いますので、今5月とお聞きしましたけれども、システムが整い次第、運用していただきたいと思います。

その周知の方法として、さきに述べました有田市とかですと、例えば救急車にマグネットシートを貼って、出動するときにこれは産救車、海津市がどんな名前の車にするか分かりませんが、「産救サポート119」なり、そういったことを掲示して視覚的に周知するという方法もあるようですので、周知の方法をホームページであったり、チラシであったり、市報であったり、考えてみえると思えますけれども、そんなような検討もしていただきたいと思っております。

それからこの有田市は、先生の言葉として、どうしようどうしようと思って、いわゆるレッドカードになるまで待つのではなく、イエローカードの時点で救急車を呼んでほしいとおっしゃってみえます。それから119に電話したときには、産救車で搬送を希望しますと、分かりやすく伝えるシステムも大事だとおっしゃってみえますので、こういった運用面で使いやすい運用をしていただけるように、それも併せて御検討いただけたらなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから3つ目ですね。かいづっこハピハピ給付事業について再質問させていただきますが、こちら、私が令和4年第3回の一般質問のときにも取り上げさせていただきました。当時はコロナ交付金を活用した事業でしたが、市長答弁では、令和5年度も引き続き本市の独自事業として10万円の支給を継続していきたいというような答弁をいただきまして、大変うれしく思ったことを記憶しております。

それをお聞きしていた私としましては、こちら、第2子以降の出生時に関して、県が1人10万円を支給する事業を打ち出しました。令和5年度、これは議会が通りましたので実施されます。それを聞いたときに、私は勝手にといたしますか、本市は1人目から10万円支給、それに県が10万円を2人目から載せてくるので、海津市に住んでみえる方は第2子から10万・10万のダブル支給かと思っておったんですが、令和5年度当初予算では、第2子以降については県の事業を活用するために、海津市においても1人目から2人目でも3人目でも10万円の支給となっています。これは致し方がないといえますか、このような状況になった説明をお願いしたいんですが、よろしいですか。

○議長（伊藤 誠君） 健康福祉部長 近藤康成君。

○健康福祉部長（近藤康成君） 第2子以降も10万円の給付であることについて、御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

議員も御存じのとおり、令和5年度の当初予算につきましては、「誰もが輝く未来を拓く活力創造予算」ということで、世代にとらわれることなく、多様な市民に向けて政策を盛り込んでおります。

各分野にわたる政策をバランスよく行うために、令和5年度のかいづっこハピハピ給付金につきましては、新生児1人当たり10万円の祝い金を給付させていただくこととさせていただいております。よろしく願いいたします。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） もちろんほかの同じ子育て政策としてもバランスを取ってということとは十分理解できます。

答弁の中に、これは令和5年度としましてはというような今お言葉がありました。現時点では県の事業が恒久的なものか、あるいは期間を区切ったのものか不明ですが、仮に県の第2子以降の10万円の事業が終了するということが判明した場合、それ以降、本市として独自事業として継続するかどうか、今どのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長（伊藤 誠君） 健康福祉部長 近藤康成君。

○健康福祉部長（近藤康成君） 仮に県の事業が終了しても継続していくのかという御質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

かいづっこハピハピ給付金の出産祝い金につきましては、令和6年度以降も継続していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

〔7番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） ぜひ今継続していきたいという御答弁でした。県の事業がまだ令和5年度はというところで不透明ですけれども、ぜひそういった状況、その時点での本市の状況等、それからほかの施策とのバランス、優先度を考えながら、ぜひ御検討いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、かいづっこハピハピ給付事業、名前は今年度新しくつきましたが、その令和4年第3回定例会の一般質問の答弁のときに、10万円支給とともにですけれども、子どもの成長段階に応じて子育て世代の負担を軽減する新たな制度についても検討するとの答弁もいただいております。

成長段階における負担と考えますと、例えば小・中・高校、あるいは大学の入学であったりですとか、それから児童手当の支給がなくなる高校生世代でありますとか、そういったと

ころで実際に子育て中の親さんからも出費がかさむ時期、それから負担が大きい時期の支援を望む声は大変多いと思いますし、届いておると思います。

県はこの令和5年度中学校卒業時に高校準備金として1人3万円支給する事業もありますけれども、今後こういったといいますか、負担を軽減する新たな制度についても、ぜひなるべく早く実現していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

再質問ですね。今幾つか増えてきましたけれども、私が思うところに、最初にも述べましたけれども、経済的負担の軽減、これは確かに本当に大事です。全てにおいてはお金が必要というところとあれですけれども、経済的な負担を伴うものは当然ですけれども、やはりそのことによって、本来なら結婚したい、本来なら子どもを持って子育てをしたいという方が、それを足踏みしてしまうというのは非常に残念なことです。また、少子化を考えますと、そういった方に対してのケアは必要です。

ただ、もう再三述べましたけれども、それとともに、それよりも僕は思っていますけれども、やはり寄り添う支援の充実というのは欠かせないと思います。皆さんも子育て経験がある方でしたら分かるように、練習ができない子育ては本当に不安ばかりです。私もそうでした。そういったこと、今の経験、それから今子どもを育てている方の声をしっかり聞いていただいて、ぜひこの子育て支援策を充実させていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私の質問は以上とします。ありがとうございました。

○議長（伊藤 誠君） これで二ノ宮一貴君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（伊藤 誠君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会といたします。

次回は3月22日午前9時に再開いたしますので、よろしく願いします。御苦労さまでございました。

(午前10時55分)

上記会議録を証するため下記署名する。

令和5年3月31日

議 長 伊 藤 誠

署 名 議 員 服 部 寿

署 名 議 員 水 谷 武 博